

## 足立区大規模集合住宅の建築における子育て支援施設の設置の協議に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成30年足立区条例第15号。以下「基準」という。）第23条に定める協議の実施に関し必要な事項を定め、増加する保育需要に対応するため、大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行う事業者に対して、地域の実情等を踏まえて子育て支援施設の自主的な設置などの協力を要請し、もって保育所等利用待機児童の解消及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模集合住宅 一団の土地又は近接した土地にある共同住宅又は長屋で、同一事業者が建設する住戸の数の合計が50戸以上のものをいう。
- (2) 大規模な増改築 建物の増築又は改築により、住戸の数が大規模集合住宅に該当することとなるものをいう。
- (3) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する家庭的保育事業で、足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第54号）に定める基準を満たすものをいう。

### (事前協議)

第3条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、事業者が大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行おうとするときは、次に掲げる事項について、事前協議届出書（様式第1号）を提出させるとともに、協議させなければならない。

- (1) 計画の概要
- (2) 協議関係事項
  - ア 就学前人口の増加見込みの報告
  - イ 子育て支援施設の自主的な設置
  - ウ 当該大規模集合住宅内の住戸を活用した家庭的保育事業の開業に関する許可の要請
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

### (要請事項)

第4条 教育委員会は、住戸数（単身者向け住戸を除く。）100戸未満の大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行う事業者に対し、自主的な子育て支援施設の設置について協力を要請するものとする。

- 2 教育委員会は、住戸数（単身者向け住戸を除く。）100戸以上200戸未満の大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行う事業者に対し、保育施設の設置に努めさせなければならない。
- 3 教育委員会は、住戸数（単身者向け住戸を除く。）200戸以上の大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行う事業者に対し、保育施設の設置を要請するものとする。
- 4 教育委員会は、前3項にかかわらず、子育て支援施設の設置の必要がないと認められる場合には、子育て支援施設の設置を要請しないことができる。
- 5 教育委員会は、住戸数にかかわらず、大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行う

事業者に対し、住戸を活用した家庭的保育事業の開業について協力を要請するものとする。

(協議済書の交付)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による協議が終了したときは、事前協議済書(様式第2号)を当該協議に係る届出書を提出した事業者に交付するものとする。

(協力事業者等の公表)

第6条 教育委員会は第4条の要請事項のうち、自主的な保育施設の設置について協力をを行った事業者等を足立区ホームページへの掲載の方法により公表することができる。

付 則(22足子待発第43号 平成22年9月22日区長決定)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(27足教子待発第44号 平成27年10月1日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

付 則(30足教子待発第162号 平成30年10月1日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。